

消防消第 80 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁 消防・救急課長
(公 印 省 略)

消防本部におけるハラスメント等への対応策の更なる推進について
(通知)

消防庁では、平成 29 年 2 月より「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を開催し、7 月に取りまとめた当該ワーキンググループの検討結果を受け、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について (通知)」(平成 29 年 7 月 4 日付け消防消第 171 号消防庁次長通知。以下「次長通知」という。)を發出し、消防本部におけるハラスメント等への対応策 (以下「対応策」という。)を推進してきたところです。

市町村においては、消防職員の任命権者である消防長をトップとして、引き続き積極的に対応策を実施することが必要です。また、都道府県においても、管内の消防本部におけるハラスメント等が撲滅されるよう、引き続き対応策を実施することが必要です。

貴職におかれましては、次長通知のほか、下記事項にも留意の上、引き続き対応策を実施するようお願いします。

都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対して、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく技術的助言として發出するものであることを申し添えます。

記

第 1 対応策に関する留意事項

1 対応策の早期実施

次長通知で示された対応策については、ハラスメント等の発生を防ぐため一分一秒でも早く実施する必要があることを十分に理解し、速やかに実施す

ること。

特に、ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置については、いまだに実施を予定していない消防本部が見受けられるが、当該体制の整備は最も基本的、かつ重要な対応策の一つであるため、速やかに整備に着手すること。

2 より効果的な対応策の実施

既に実施している対応策について、より効果的な取組となるよう引き続き向上に努めることが望ましいこと。また、下記事項については、特に留意し、向上に努められたいこと。

(1) 消防長の意志の明確化

消防長の意志の明確化については、現消防長がハラスメント等を撲滅するという意志を明確化していることが重要であるため、消防長が変わった場合に速やかに意志の明確化を行う、毎年度の初めに消防長の意志の明確化を再度行うなど、定期的に消防職員に周知徹底することが望ましいこと。

また、消防長の意志を消防職員が十分に理解するため、消防職員に対して自らの意志を直接伝える、自らの意志を文書化して通知を発出する、通知を署内に掲示するなどより効果的な対応を取ることが望ましいこと。

(2) ハラスメント等通報制度及びハラスメント相談窓口

ハラスメント等通報制度及びハラスメント相談窓口については、男性・女性の両性の対応者を設ける、複数の窓口を設置する、通報窓口と相談窓口をそれぞれ別に設置する、定期的に周知を行うなど通報・相談しやすい環境づくりに努めることが望ましいこと。

第2 その他

- 1 各消防本部は、ハラスメント等が発生した場合、発生した事案について、引き続き、都道府県を通じて速やかに消防庁に情報提供すること。
- 2 消防庁において、引き続き、対応策の実施状況についてフォローアップすることとしていること。
- 3 消防庁のホームページに、消防庁が実施している対応策について掲載する特設ページを開設したこと（URL：http://www.fdma.go.jp/disaster/harassment_taisaku/index.html）。
- 4 消防庁において、ハラスメント相談員用テキスト及びハラスメント研修用テキストを作成したため、消防職員がハラスメント相談及び研修を担当する場合等にご活用いただきたいこと。なお、当該テキストについては、上記特設ページに掲載している。
- 5 消防長、消防本部人事担当課幹部、都道府県消防防災部局幹部等を対象と

した、ハラスメント等に対する知識を深めるための研修会及びハラスメント相談員を対象とした、ハラスメント相談研修会を行うこととしているため、当該研修で得た知見を生かし、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に向けた対応を一層促進していただきたいこと。

【問合せ先】

消防庁消防・救急課

稲木、芥田、谷口

電 話：03-5253-7522

e-mail：shokuin@soumu.go.jp